

# 令和7年第10回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和7年6月2日(月) 午前10時～

早良区役所 中会議室

## 議 題

### 1 議 案

- |        |                   |         |
|--------|-------------------|---------|
| 議案第45号 | 選挙人名簿から抹消する者について  | ・・・P. 1 |
| 議案第46号 | 選挙人名簿に登録する者について   | ・・・P. 3 |
| 議案第47号 | 在外選挙人名簿に登録する者について | ・・・P. 7 |

### 2 そ の 他

- |                |         |
|----------------|---------|
| 今後の委員会開催予定について | ・・・P. 9 |
| 街頭啓発の開催について    | ・・・P. 9 |



## 議案第45号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年6月2日

福岡市早良区選挙管理委員会  
委員長 伊佐 宇為彦

- |   |           |          |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数   | 454人     |
|   | 内訳        |          |
|   | 死亡者       | 118人     |
|   | 市外転出者     | 336人     |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり   |
| 3 | 抹消年月日     | 令和7年6月2日 |

---

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

**公職選挙法第28条** 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

( 参 考 )

1 死亡者

令和7年5月1日から令和7年6月1日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和7年1月1日から令和7年2月1日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	63	55	118
転出	181	155	336
合計	245	210	454

## 議案第46号

### 選挙人名簿に登録する者について

令和7年6月1日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和7年6月2日

福岡市早良区選挙管理委員会  
委員長 伊佐 宇為彦

- |             |          |
|-------------|----------|
| 1 登録する者の数   | 1,474人   |
| 2 登録する者の氏名等 | 別冊のとおり   |
| 3 登録年月日     | 令和7年6月2日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第19条第2項及び第22条第1項の規定による。

(永久選挙人名簿)

#### 公職選挙法第19条

- 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年3月、6月、9月及び12月（第22条及び第24条第1項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

(登録)

#### 公職選挙法第22条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第270条第1項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の日以後に変更することができる。

(定義)

- 補正登録(公選法第26条)…登録の際に登録されるべき資格のある者が、選挙人名簿に登録されていないことを知った時にただちに登録すること。《調査請求(29条)、帰化、国籍取得》
- 追加登録(公選法第22条)…定時登録月の1日現在や選挙時登録時に、新たに選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録すること。《他市区町村から転入してから3カ月を経過した者、新たに18歳になった者》
- 移替え(公選法施行令第17条)…本市区域内における他の投票区の区域内（早良区内の住所異動を含む）に住所を異動した者の、選挙人名簿を異動させること。

(参考)

選挙人名簿登録者数調（令和7年6月登録日現在）

福岡市早良区

(単位：人)

区分		男女別	男	女	計
令和7年3月5日現在 選挙人名簿登録者数 (a)			84,010	97,835	181,845
上記の登録に係る 補正登録者数 (b)			0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 追加登録者数 (c)			0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 補正登録者数 (d)			0	0	0
(*)以後の 抹消者数 (e)	(ア) 死亡		▲ 315	▲ 306	▲ 621
	(イ) 転出		▲ 438	▲ 417	▲ 855
	(ウ) 在外移転		▲ 1	▲ 3	▲ 4
	計 (ア)+(イ)+(ウ)		▲ 754	▲ 726	▲ 1,480
今回（令和7年6月登録日） 追加登録者数 (h)			740	734	1,474
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f) - (e+g) + (h)			84,014	97,862	181,876
備考 ((a)との増減)			4	27	31

(参考)

## 投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前年同時期の定時登録時（R6. 6. 3）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R7. 6. 2	順位	R6. 6. 3	順位			
1	西新第一	6,382	8	6,327	9	55	7	100.87%
2	西新第二	9,091	1	8,864	1	227	2	102.56%
3	高取第一	7,407	3	7,412	3	▲ 5	21	99.93%
4	高取第二	7,041	4	7,022	4	19	16	100.27%
5	百道浜	5,983	12	6,009	11	▲ 26	30	99.57%
6	百道	6,864	6	6,841	5	23	14	100.34%
7	室見第一	5,472	13	5,410	13	62	5	101.15%
8	室見第二	4,432	21	4,385	21	47	10	101.07%
9	原第一	4,290	23	4,235	23	55	7	101.30%
10	原第二	5,264	14	5,342	14	▲ 78	36	98.54%
11	大原	3,739	26	3,716	27	23	14	100.62%
12	原団地	2,952	33	2,996	33	▲ 44	33	98.53%
13	原北	6,752	7	6,660	7	92	4	101.38%
14	室見団地	2,169	36	2,166	36	3	19	100.14%
15	小田部	5,251	15	5,226	15	25	13	100.48%
16	有住	3,876	25	3,933	26	▲ 57	34	98.55%
17	有田第一	4,946	18	5,004	17	▲ 58	35	98.84%
18	有田第二	4,624	20	4,647	20	▲ 23	29	99.51%
19	賀茂	6,000	11	5,962	12	38	11	100.64%
20	原西第一	5,063	16	5,056	16	7	18	100.14%
21	原西第二	4,365	22	4,349	22	16	17	100.37%
22	飯原第一	3,111	31	3,140	31	▲ 29	31	99.08%
23	飯原第二	2,623	35	2,634	35	▲ 11	24	99.58%
24	飯倉中央	4,954	17	4,792	18	162	3	103.38%
25	飯倉	3,976	24	3,994	25	▲ 18	26	99.55%
26	干隈	3,243	30	3,248	30	▲ 5	21	99.85%
27	星の原	3,403	29	3,494	28	▲ 91	37	97.40%
28	田隈	6,880	5	6,819	6	61	6	100.89%
29	田村	8,749	2	8,701	2	48	9	100.55%
30	野芥第一	3,672	28	4,090	24	▲ 418	38	89.78%
31	野芥第二	3,736	27	3,273	29	463	1	114.15%
32	野芥第三	2,837	34	2,842	34	▲ 5	21	99.82%
33	四箇田	6,213	10	6,180	10	33	12	100.53%
34	入部	6,377	9	6,396	8	▲ 19	27	99.70%
35	早良	3,038	32	3,058	32	▲ 20	28	99.35%
36	脇山	1,829	37	1,862	37	▲ 33	32	98.23%
37	内野	4,681	19	4,683	19	▲ 2	20	99.96%
38	石釜	591	38	603	38	▲ 12	25	98.01%
合計		181,876		181,371		505		100.28%

黄色＝名簿登録者数、増減数それぞれ上位5つ

青色＝名簿登録者数、増減数それぞれ下位5つ

(参考)

## 投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前回登録時（R7.3.5）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R7.6.2	順位	R7.3.5	順位			
1	西新第一	6,382	8	6,401	8	▲ 19	32	99.70%
2	西新第二	9,091	1	9,061	1	30	3	100.33%
3	高取第一	7,407	3	7,390	3	17	9	100.23%
4	高取第二	7,041	4	7,044	4	▲ 3	18	99.96%
5	百道浜	5,983	12	5,978	12	5	14	100.08%
6	百道	6,864	6	6,894	5	▲ 30	36	99.56%
7	室見第一	5,472	13	5,458	13	14	12	100.26%
8	室見第二	4,432	21	4,448	21	▲ 16	31	99.64%
9	原第一	4,290	23	4,297	23	▲ 7	24	99.84%
10	原第二	5,264	14	5,276	14	▲ 12	29	99.77%
11	大原	3,739	26	3,721	27	18	7	100.48%
12	原団地	2,952	33	2,956	33	▲ 4	19	99.86%
13	原北	6,752	7	6,734	7	18	7	100.27%
14	室見団地	2,169	36	2,160	36	9	13	100.42%
15	小田部	5,251	15	5,272	15	▲ 21	34	99.60%
16	有住	3,876	25	3,912	26	▲ 36	37	99.08%
17	有田第一	4,946	18	4,968	17	▲ 22	35	99.56%
18	有田第二	4,624	20	4,644	20	▲ 20	33	99.57%
19	賀茂	6,000	11	5,997	11	3	17	100.05%
20	原西第一	5,063	16	5,036	16	27	4	100.54%
21	原西第二	4,365	22	4,374	22	▲ 9	27	99.79%
22	飯原第一	3,111	31	3,088	31	23	5	100.74%
23	飯原第二	2,623	35	2,608	35	15	11	100.58%
24	飯倉中央	4,954	17	4,950	18	4	15	100.08%
25	飯倉	3,976	24	3,972	25	4	15	100.10%
26	千隈	3,243	30	3,247	30	▲ 4	19	99.88%
27	星の原	3,403	29	3,411	28	▲ 8	26	99.77%
28	田隈	6,880	5	6,858	6	22	6	100.32%
29	田村	8,749	2	8,693	2	56	2	100.64%
30	野芥第一	3,672	28	4,134	24	▲ 462	38	88.82%
31	野芥第二	3,736	27	3,267	29	469	1	114.36%
32	野芥第三	2,837	34	2,820	34	17	9	100.60%
33	四箇田	6,213	10	6,223	10	▲ 10	28	99.84%
34	入部	6,377	9	6,382	9	▲ 5	21	99.92%
35	早良	3,038	32	3,043	32	▲ 5	21	99.84%
36	脇山	1,829	37	1,843	37	▲ 14	30	99.24%
37	内野	4,681	19	4,688	19	▲ 7	24	99.85%
38	石釜	591	38	597	38	▲ 6	23	98.99%
合計		181,876		181,845		31		100.02%

黄色＝名簿登録者数、増減数それぞれ上位5つ

青色＝名簿登録者数、増減数それぞれ下位5つ

## 議案第47号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和7年6月2日

福岡市早良区選挙管理委員会  
委員長 伊佐 宇為彦

- |             |          |
|-------------|----------|
| 1 登録する者の数   | 1人       |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙1のとおり  |
| 3 登録年月日     | 令和7年6月2日 |

---

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

**公職選挙法第30条の6第1項** 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

---

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

**公職選挙法第30条の5第1項** 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	前回 (R7.5.20現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R7.6.2)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	46	0	0	0	0	46
女	76	1	0	0	1	77
計	122	1	0	0	1	123

## そ の 他

### ・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第11回	臨時	6月13日(金)	午前10時	早良区役所 応接室
第12回	臨時	7月2日(水)	午前10時	早良区役所 応接室
第13回	臨時	7月3日(木)	午後6時	早良区役所 応接室
第14回	臨時	7月17日(木)	午後6時	早良区役所 応接室
第15回	臨時	7月20日(日)	午前10時	早良区役所 応接室
第16回	定例	8月20日(水)	午前10時	早良区役所 中会議室

### ・街頭啓発の開催について 別紙2のとおり